

中山間地域等総合対策検討会委員からの主な意見

第 3 1 回（平成 2 1 年 3 月 4 日）

- ・ 交付金については、地域の将来につながる取組のために大きな効果。
- ・ 遊休農地の解消に繋がっているほか、共同取組活動が復活し村民の繋がりが強化。
- ・ 交付金は、個人配分が原則であるものの、共同取組活動への活用を推進する日本型直払いだが、地域の創意工夫により有効に使われており、予算規模からすれば大きな効果があがっていると思料でき、今後いかに拡充すべきかを議論すべき。
- ・ 基本法 3 5 条第 2 項に定める農業生産条件の不利を補正する支援策は、現時点において、本制度以外に代替できる施策はない。
- ・ 2 期対策の変更点（生産性の向上に向けた取組に重点化）は、生産刺激的であり W T O 農業協定に抵触するのではないか。
- ・ 平場と中山間地域の農業生産条件の不利を補正することにより、かえって平場より良くなってしまいうような場合があるのではないか。
- ・ 本制度は、厳密に運用されているからこそ、国民の理解が得られてきたと理解。
- ・ 本制度は、国民の理解の下に実施するのであるからこそ、しっかりと知らせ応援してもらうことが必要。等

第 3 2 回（平成 2 1 年 3 月 2 6 日）

- ・ 耕作放棄地の減少について、本制度がどう貢献しているのか、例えば、中山間地域の農業所得の下支えにどのような効果をもたらしているのか等の分析が必要。
- ・ 制度が「有り難い」とか「喜ばれている」という定性的な判断は政策決定プロセスで反映されるとしても、検討に当たっては、そのような考えを廃し、定量的な検証を行う必要。

- ・ 耕作放棄地は放っておけばいくらでも増えると思われる中で、本制度が歯止めとなっていることについて積極的に評価していく必要。良い情報だけを集めて分析しても国民の理解が得られないのではないか。
- ・ 効果の検証は、国民の納得が得られるよう定量的な分析が必要。
- ・ 地域の人口が大幅に減少する中で、今後、中山間地の農業をどのように将来に向けて発展させていくのかという視点を本制度の中に込めなければいけない。
- ・ 本制度があるがゆえに、耕作放棄がどれだけ防止されているのか等の効果を積み上げ、国民経済の中にこの制度がどのような影響を与えているのかマクロ的な分析も必要。
- ・ この予算規模で中山間地域が支えられているということを考えれば、本制度は画期的で良い制度。
- ・ 共同取組活動で地域における「結い」の精神が復活し、景観が守られている。
- ・ 直払いが集落の維持等に効果があることは情動的に理解できるが、後継対策をこの方向で行った方が良いかどうかは別の問題。
- ・ 10年を超えて同じ政策を継続することについては如何なものか。
- ・ 農業・農村が大きく変化する中で、中山間地域は更に厳しい状況にあり、直払いの役割は重要。
- ・ 耕作地の減少をどのように食い止めるかというところが、この検討会の最大のポイント。
- ・ NPOの活用も重要だが、例えば、収穫だけを手伝っても農業の根本的な理解にならず、NPOの活用についての工夫が課題。
- ・ 目標設定のあり方をもう少し明確にすることが必要であり、多少、国の方から目標設定を促す調整があってもよいのではないか。
- ・ 本制度は、中山間地域と平場の農業生産条件の不利性を補正することを目的としたものであり、基本的には交付金は全て農業者個人に支払われ、用途に制限を設けていないことが本制度の根幹。
行政の指導で約半分を地域で話し合っているがあくまでも任意のはずであり、この制度を考える場合は、このような基本的な考え方を外してはいけない。
- ・ 中山間地域については、直払い以外の事業も複合的に実施する工夫が必要。等